

仕様書

1 件名

第 27 回参議院議員通常選挙等にかかる投票所物品運搬業務委託（城東区役所）

2 業務概要

本業務は、城東区役所に保管している投票所資材等を車両に積載し、城東区内の投票所（19 か所）へ運搬・荷卸しするもの。

また、城東区内の投票所（19 か所）に保管している物品等を車両へ積載し、城東区役所へ運搬・荷卸しするもの。

3 履行期間

【搬入】令和 7 年 7 月 15 日(火)【5 ルート】

10 時から作業終了（概ね 6 時間程度）まで

【搬出】選挙日に準ずる

例 1) 令和 7 年 7 月 20 日(日)【7 ルート】

19 時 30 分から作業終了（概ね 4 時間程度）まで

例 2) 令和 7 年 7 月 27 日(日)【7 ルート】

19 時 30 分から作業終了（概ね 4 時間程度）まで

※選挙日確定後別途連絡します。

4 車両及び必要人数

【搬入】車両：①2 t トラック（ロング・バンボディ）5 台（高さ 3.2m 未満）

必要人員：計 10 名（運転手兼作業員及び作業員 各 1 名）

【搬出】車両：①2 t トラック（ロング・バンボディ）7 台（高さ 3.2m 未満）

必要人員：計 14 名（運転手兼作業員及び作業員 各 1 名）

5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

6 履行場所

【搬入】城東区役所から各投票所（19 か所）

※移動ルートや車両停車位置は契約締結後に発注者と調整すること。

【搬出】各投票所（19 か所）から城東区役所

※移動ルートや車両停車位置は契約締結後に発注者と調整すること。

7 業務内容

(1) 実施場所：「6 履行場所」のとおり

(2) 実施内容：

【搬入】9時30分に城東区役所に参集し、搬入物品を車両へ積載し、各投票所まで運搬・荷卸しする。運搬スケジュールや資材量の関係上、1台当たり複数回往復する可能性がある。

【搬出】19時30分に城東区役所に参集し、20時の投票終了時刻以降、各投票所施設内に残存している投票所資材などの積載をおこなう。すべての投票所での作業終了後、城東区役所まで運搬・荷卸しする。

※【搬入】【搬出】ともに履行確認方法については別途発注者と協議すること。

8 経費および損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意または過失により、施設、その他物件への損害または第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

9 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ② 物品の搬出、搬入、運搬
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基

づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 関係法令等の順守

- (1) 受注者は、道路運送法、道路運送車両法、自転車損害賠償保障法、貨物自動車運送事業法、その他関係法規、諸規定を遵守し、本運搬業務に関する所轄官公庁への諸届並びに手続きを全て負担するものとする。

11 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合はよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。見積書提出後の疑義については受付しない。
- (2) 運転手及び燃料にかかる費用を含めて見積もりを行うこと。
- (3) 契約後、履行開始までに車両番号を発注者に報告し、車検証の写しを提出すること。
- (4) 移動の際は、発注者の指示に従い、事故のないように十分に注意を払うこと。
- (5) 別紙「特記仕様書」及び「特記事項」を遵守すること。
- (6) 履行期間は変更になる場合があるので、発注者から変更連絡を受けた場合は調整を行うこと。

12 事業担当

城東区役所 総務課 担当者：中地

住所：大阪市城東区中央3丁目5番45号 城東区役所内3階31番窓口

電話番号：06-6930-9625 / FAX番号：050-3535-8684

第27回参議院議員通常選挙

搬入・撤収 対象投票所

投票区 通番号	投票区名	投票所名	投票所所在地
1	放 出	大阪市立 放 出 小学校 講堂	大阪市城東区 放出西 2丁目 2番18号
2	鯰 江	大阪市立 鯰 江 小学校 講堂	大阪市城東区 今福西 3丁目 9番27号
3	鯰江東	大阪市立 鯰江東 小学校 講堂	大阪市城東区 今福東 1丁目 3番26号
4	聖賢南	大阪市立 聖 賢 小学校 講堂	大阪市城東区 新喜多 2丁目 4番35号
5	今 福	大阪市立 今 福 小学校 講堂	大阪市城東区 今福南 2丁目 1番53号
6	城 東	大阪市立 城 東 小学校 講堂	大阪市城東区 鳴野東 3丁目16番41号
7	諏訪北	大阪市立 諏 訪 小学校 講堂	大阪市城東区 永 田 2丁目15番 5号
8	諏訪南	大阪市立 城 東 中学校 講堂	大阪市城東区 永 田 3丁目 3番44号
9	鳴 野	大阪市立 鳴 野 小学校 講堂	大阪市城東区 鳴野西 4丁目11番48号
10	榎並北	大阪市立 榎 並 小学校 講堂	大阪市城東区 野 江 4丁目1番28号
11	榎並南	私立 開明高等学校 剣道場	大阪市城東区 野 江 1丁目 9番9号
12	成 育	大阪市立 成 育 小学校 講堂	大阪市城東区 成 育 1丁目 5番19号
13	関 目	大阪市立 関 目 小学校 講堂	大阪市城東区 関 目 6丁目 5番 5号
14	関目東	大阪市立 関目東 小学校 講堂	大阪市城東区 関 目 4丁目12番15号
15	董 北	大阪市立 すみれ 小学校 講堂	大阪市城東区 古 市 2丁目 6番38号
16	董 南	大阪市立 董 中学校 講堂	大阪市城東区 古 市 1丁目18番 4号
17	中 浜	大阪市立 中 浜 小学校 講堂	大阪市城東区 中 浜 2丁目12番35号
18	森之宮	大阪市立 森之宮 小学校 講堂	大阪市城東区 森之宮 1丁目 6番64号
19	東中浜	大阪市立 東中浜 小学校 講堂	大阪市城東区 東中浜 5丁目 4番 5号